

平成 27 年 7 月

橋本市教育委員会定例会会議録

平成 27 年 7 月 24 日

教育委員会定例会会議録

開催日時 平成 27 年 7 月 24 日 (月) 午前 9 時 00 分～

開催場所 橋本市教育文化会館 4 階 第 7 展示室

出席委員 教育長職務代行者 清田 信
委員 森田 知世子 米田 恵一 中尾 悦子
教育長 小林 俊治

出席職員 教育次長 坂本 安弘 教育総務課長 櫻井 康雄
学校教育課長 辻脇 昌義 社会教育課長補佐 中田 幸
文化スポーツ室長 海堀 不二夫 教育相談センター長 樺本 雅敏
中央公民館長 永岡 昌博 学校教育課長補佐 森口 伸吾
教育総務課長補佐 廣畑 美佐 教育総務課主任指導主事 坂本 利一

1 開式

2 前回会議録の承認について

3 会議録署名委員の指名について

4 報告事項

報告第 1 号 教育状況について

報告第 2 号 橋本市子ども冒険村について

報告第 3 号 橋本市総合教育会議傍聴要領について

報告第 4 号 第 15 回 橋本市教育フォーラムについて

5 付議事項

議案第 1 号 橋本市生涯学習推進計画策定委員の任命について

議案第 2 号 平成 27 年度使用中学校教科用図書採択について

6 その他

会議の概要

開会 午後 9 時 00 分

事務局

7 月定例会を始めたいと思います。
前回の会議録の署名は米田委員です。

米田委員

会議録は正確に作成されていたことをご報告します。

事務局

本日の会議録の署名は清田委員にお願いします。
それでは報告事項に入らせて頂きます。
報告第 1 号教育状況について 教育長よろしくお願いします。

教育長

それでは、最近の教育状況について報告します。
まず、7 月 9 日に開催しました総合教育会議ありがとうございました。色々なご意見を頂き、一定の整理をしながら、8 月 21 日に開催される第 2 回の総合教育会議までに、教育大綱の骨子を作成したいと考えていますので、よろしくお願ひします。

6 月 15 日に開会しました市議会につきまして、教育委員会関連について簡単に報告させていただきます。まず、議案審議で橋本市立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例により 3 校統合後の新しい学校名が「橋本中央中学校」で承認されました。次に一般質問につきましては、小林議員から「中学校統廃合による様々な不安と跡地利用について」田中議員から「通学路の安全点検について」「小規模特認校制度について」堀内議員から「橋本・西部・学文路中学校統廃合について」「紀見北中学校の柔道場について」土井議員から「学校におけるがん教育について」小西議員から「小中学校緊急時の登下校について」今城議員から「地域活性化（ふるさと学）について」岡本議員から「学校給食における地場食材利用の促進について」質問がありました。答弁につきましては、別紙を参照して下さい。

次に「学校運営と教員の資質向上を目指す研修会」を 6 月 27 日（土）7 月 4 日（土）7 月 11 日（土）に開催し「国の教育の動向、県の教育の動向、新教育委員会制度、ICT 教育」「教育相談、学力向上、ふるさと教育、特別支援教育」「危機管理、生徒指導、教育法規」について研修を行いました。橋本市から教頭 12 名、教諭 23 名の 35 名が参加しました。

次に、若手教員対象に行っている、「ブラッシュアップ講座」は年間 12 回実施する予定です。今まで 3 回実施しています。第 1 回目は初任者研修指導員の出山先生から「学級づくり・仲間づくり～子どもたちに身につけさせたいこと～」第 2 回目、坂本主任指導主事から「タブレットを自由自在に使いこなそう」第 3 回目、椿本教育相談センター長から「子どもの不適應に対し教師として意識すべきこと」を実施しています。次回は初任者研修指導員の滝上先生から「いじめの芽、いじめを見抜く目」の講座を予定しています。毎回多くの教員が参加し熱心に研修しています。

様子につきましては、別添便りに出ていますので、ご覧おき下さい。

次に 7 月 14 日市 P T A 連合会、市青少年育成市民会議、市校長会の協力を得て「橋本市子どもスマホ宣言」を平木市長が行いました。学校に持っていかせない。

夜9時以降に通信させない。夜10時以降に電源を切らせる。家庭でルールをつくる。という内容の宣言で、子ども・保護者に向けた宣言になっています。チラシ・ポスターを作成し、チラシは学校を通じて家庭に配布しています。ポスターについても学校・PTAが協力して市内の様々な所に掲示して頂きます。

最後に、7月5日 岩手県 矢巾町 で中学2年生が飛び込み自殺をするという大変残念な事件が起きました。詳細なことは言及できませんが、担任との生活記録ノートには、いじめや自殺について記述されていた、そのことに対して、本人・家族の方との話し合いが行われていなかったとのことです。普通に考えればありえないことです。命の重みについて、また、学校のいじめ防止の取組について今一度、児童・生徒、職員に考えさせることを先日の校長会でお願いしました。本日は以上です。

事務局 報告第1号について何か質問はございませんか。

米田委員 スマートフォンの宣言ですが、市長が宣言されたのは何らかの思いがあると思います。1項目目にある「持って行かせないように」というのは中途半端ではないでしょうか。学校に持って来て欲しくないということでの内容ですね。それならば禁止ということはできないですか。これは市長が宣言をしているということですから。市のPTA連合会が宣言をしたわけではないので、その所が気になります。

教育長 例えば、条例化した場合、その後に罰則規定というのが必要になりますが、条例化すること自体がかなり困難なことで、罰則規定やその他の様々な規定をどう設定していくのかという問題があります。今回につきましては市長宣言ですけども、市のPTA連合会と青少年育成市民会と校長会を代表して、市長に宣言してもらおうという形態をとりました。市長から宣言をするというわけではなくて、今言った3つの団体が市長にお願いをして、こういう形で宣言してくださいという取組でした。

米田委員 これは本当に持って行かせたくないのか、どちらなのですか。

教育長 これは本当に持って行かせないということを言っている言葉です。

米田委員 それはそうなのですが、それは保護者と子どもの力関係。本当に持って欲しくないのであれば、例えば学校でもし持ってきたとしたら、朝預かりますとか、放課後返しますというようなことはできるのではないのでしょうか。

教育長 学校の取組としては現在、学校に持って来させない。許可無く持ってきたら一週間取り上げて、保護者に渡すというような取組をしている学校もあります。ただ、事情があって遠い所から通っている子どもでどうしても携帯電話が必要だという場合は許可書を渡しています。そして学校に来たら、担任に携帯を預けて、帰りは担任から携帯を受け取る。そういう取組を学校できちんと決めて取組んでいるのですけども、それがきっちり守れているのか。なかなか困難なこともあって、学校

としては一生懸命に取り組んでいるのですけども。

米田委員 所持率が高いのですか。

教育長 特に大事にしたいのは、所持率を下げるということです。70%の中学生は携帯を所持しています。もう一つ問題にしているのは使用時間です。5時間とか6時間とか家庭の中で使用しています。橋本市は長時間使用している子どもが多いのは事実です。県下でも多いし、全国的にも多いという調査結果が出ています。だからそれを下げたい。もう一つは携帯電話が要因となっただけが多い。これもできれば無くしたいという思いで、4つの項目を策定させて頂いて、PTAや健全育成と取り組んで行こうということなんです。成果は11月にアンケート取ります。そのアンケートを分析して、この取組はどうなっているのかの検証をしますので、また報告をさせていただきます。

米田委員 これで駄目だったら、次の手立てを考えていますか。また、教職員の研修などは行っていますか。

学校教育課 今は現状把握ということで、夏休みに入っているのですけれども、子どもたちに行く現状把握のアンケートを作っている所です。PTAに協力をしてもらいながら、特にいじめとかもあるので取組を進めていけたらと思っています。

教育長 研修についてはブラッシュアップ研修を行っています。今回はブラッシュアップ研修をするたびに、こういうことしますということと研修後に研修内容を各学校に送付しています。特に7月の研修は、大事にしたい仲間づくりといういじめを無くそうというテーマと、8月はICT活用ということで研修を行っていきます。

米田委員 議会の報告ですが、小林議員の通学路についてですが、我々も通勤でもし災害があった時とかに労災とかありますが、通学路での自転車で通学路を外れた所で何かあったら、保険とかどうなっていますか。

学校教育課長 通学路については、学校管理下ということで決められた通学路であればスポーツ振興センターの保険が適用されます。通学路外であれば、審査で恐らく支給はされないと思います。

事務局 補足です。

通学路で特に今回、自転車通学が西部中学校、学文路中学校の二校で実施され、橋本中学校区の現状は全員徒歩ですが、自転車通学を許可することになりますので、学校説明会を開くときには任意保険がありますので、そちらの方へ入って頂くようお願いしたいと思います。今、自転車の事故で何千万円というような賠償責任のお話もありますので、自分の事故も含めて、加害者になる可能性があるということ、保険に入る必要があるというような話をしたいと考えています。

清田委員 議員の一般質問についても報告頂いて良かったと思います。
少し聴きたいのは、紀見北中学校の柔道部の話がでていますが、柔道施設の
不備があるというわけですね。年間部員というのは何人集まってきているのです
か。

学校教育課長 部員については2年生が2名ですが、今新1年生がたくさん入っています。

清田委員 来年度はどうかというのはいずれもわかりません。

学校教育課長 分かりません。紀見北中学校区の小学校から入っていない生徒もいますので、
数についてはわかりにくいですね。

清田委員 議員の再質問というのは、議員はどのような考えをもって再質問をしているのでし
ょうか。再質問する理由というのは前に言ったことに対して実行されているかどう
かということですか。

教育次長 再質問というのは、まず質問に対して、答弁があります。質問はすべて議員と担
当課とでどんな質問をされるか、どんな課題であるのかということを確認して
います。ただ、その確認をしているのですが、議員の思っている通りの答弁に
なるのかというのは、大抵は答弁の通りにならないことがあります。7月の議会
では再質問・再々質問にしていくという形で行われ、それでどこまでが
対応できるかという答えをしていきます。

清田委員 そういった再々質問とかは。

教育次長 議員の持ち時間が1時間あるので、1つの質問であればその中で質疑が行われま
す。時間をいっぱい使う方は1時間質問にお答えします。大概の人は2・3項目を
1時間内でしてくれるので、1つの質問に2、30分ということになります。

清田委員 わかりました。

事務局 他にございませんか。

米田委員 例えばですけども、堀内さんの次のページで、放課後部活動問題を定義していま
す。これは現状どうなのですか、部活動顧問について、やはり若い男の人の方が良
いとか、ベテランの女性の方には早くに帰ってもらうとか、そういうのは現状あ
るのですか。

学校教育課長 部活動は教育活動としては大切なことですが、業務と考えると難しい問題があり
ます。しかし、保護者の方は専門性を求めてくる場合があるのですが、基本は学校
教育の中での一貫の活動ということで、経験の有無を問わずにやってもらっている

現状もあります。どうしてもという場合は外部指導者を入れて行くこともしております。

米田委員 一人の人にすごいし寄せがきているのが現状と感じますので、負担が平等になればと思います。

学校教育課長 学校としては仕事で平準化は計られてはいると思うのですが、どうしても若い先生たちが学校の中心になっているというのはたしかに事実としてあると思います。

米田委員 熱意をもってやってくれるのであれば良いが、何故専門でない部活動を担当しなければならないのかなど不満を持つ先生が1人でもおれば、申し訳ないと思ったので。

教育長 基本的に部活動は一人1つ、一人で2つも3つも見るというのはできないので一人1つです。ただ、私も現場にいるときに人事の内示を見て、職員構成、今年、こんな人が来たとか、こんな先生でやっていくのかというのを見ます。最初に頭の中で考えるのは、担任や教科よりも部活動が上手くいくかどうかということ。部活動は教育課程外です。だから先生にサービシ的な精神でやってもらわないといけない部分も出てきます。その中で、先生の気持ちも自己実現の場として、また生徒指導の場として部活動を捉えてくれたら、一番有難いと考えていました。先生それぞれにいろんな事情があって部活動を持ちにくい先生もおられるので、学校の中で「よっしゃやったよ」という感じになれば、非常に有難いです。難しい所でもあります。そこで学校外での指導者をお願いして、指導して頂くという形なのですが、指導者もやはり人物によりますので、教育課程外ですけども、子どもの教育になりますので、外部指導者についても意思疎通しながら、学校と外部指導者との間が円滑というか、学校の意図と外部指導者の意図が一致できるような方向でやって行っているのが現状です。

清田委員 学校給食の食材に関して地元食材を40%という数値目標が掲げられていますが、これは全国平均的なことで決められているのですか。

教育次長 全国的でもあると思いますし、県のレベルと市のレベルの目標値でして、県の目標からいきますともっと低いのですが、市ではこのように設定しております。

森田委員 同じ給食のことなのですが、今年から給食費が引落しとなりましたよね。未納についてなど改善されてきたのか、されていないのか教えて欲しいです。

学校教育課長 給食の徴収については、今4月・5月・6月・7月とやっていっていますが、システム自体が中々上手く作動していない部分があって、今ちょうどデータが出てくる頃だと思います。未納率なども出てくるといいますので今後、昨年度と変わらない形になれるように納付書も送付して、未納者については学校にも協力をして頂い

て、徴収をする従来の方法を取っていただけらと思っています。

事務局 はい。他にございませんか。よろしいでしょうか。
それでは報告第1号を終わらせていただきます。
報告第2号からは教育長お願いします。

教育長 報告第2号に入らせて頂きます。
橋本市子ども冒険村について報告をお願いします。

社会教育課長補佐 (別紙「平成27年度「子ども冒険村」開催要領」資料より説明)

教育長 このことについて何かご質問等ございませんか。

米田委員 4,000円掛かっているのですけども、例えば生活保護の家庭からも徴収なのですか。

社会教育課長補佐 全小 шко生が一律の4,000円ということになっています。

米田委員 特に保護家庭から免除などの申込みとかはありますか。

社会教育課長補佐 実際には3泊4日で4,000円という金額の設定自体が、通常のクラブ活動にしても割安だというふうに思いますので免除などの制度は想定していません。

米田委員 割安といたしましても保護世帯には負担ではないのでしょうか。

社会教育課長補佐 申込み自体、対象者が保護世帯であるかなどが分かるような申し込みにしていません。負担かどうかは分かりかねます。

米田委員 ちょっとこの所が引かかるのですがね。

教育長 生活保護を受けているのか、準援家庭なのかという把握はしていないというところでは。

米田委員 講習費などで、年金を受け取っている高齢者の方々も講習を受けてもらっていますが、こんなに高いのを国が決めたのであれば仕方がないのか、と言われます。ですから教育委員会が主催するのであれば、そういう所がちょっと気になりました。

中尾委員 76名希望者がいて、60名にしたのは何か抽選があったのですか。

社会教育課長補佐 はい、実行委員会が主催しているのですけども、実行委員会で厳正に抽選をしております。

中尾委員 抽選は実行委員が引いた。

社会教育課長補佐 そうです。実行委員の方が引いて抽選をさせて頂いています。男女で30名30名となっています。

教育長 他にございませんか。

中尾委員 あと16名ぐらいだったら、行かせてあげたら良いと思ったものですから。

教育長 そうですね。この活動の指導者は青年リーダー、大学生や高校生となるので、ちゃんと自信をもって子どもたちにこの目的に沿った内容指導できるのが、今の所60名となっています。

社会教育課長補佐 毎年参加人数について議論があり、あとちょっとの人数というところまで来ているのですが、やはり安全に運営を実施していくには現状では60名にさせてもらっています。

教育長 他にございませんか。ないようですので、報告第2号についてはこれで終わらせて頂きます。
続きまして、報告第3号橋本市総合教育会議傍聴要領について担当からお願いします。

教育総務課長 別紙「橋本市総合教育会議傍聴要領」資料より説明)

教育長 このことについてなにかございませんか。第1回の総合教育会議でも出させて頂いているので宜しくお願いします。
続きまして、報告第4号第15回橋本市教育フォーラムについてお願いします。担当の方宜しくお願いします。

学校教育課長補佐 (別紙「第15回橋本市教育フォーラム」資料より説明)
委員におかれましては出席、開会、閉会のご挨拶を宜しくお願いします。
教育長につきましては、橋本市の教育についての説明を宜しくお願いします。
以上です。

教育長 はい。このことについて何かご意見ご質問等ございませんか。
それでは、8月8日の教育フォーラムについて宜しくお願いします。
続きまして、付議事項に入らせて頂きます。
議案第1号橋本市生涯学習推進計画策定委員の任命について を議題と致します。担当の方宜しくお願いします。

社会教育課長補佐 (別紙「橋本市生涯学習推進計画策定委員会名簿(案)」資料より説明)

教育長 人事異動に伴う、策定委員の名簿の変更ということです。ご意見ご質問ございませんか。

清田委員 委員は12名ですね。

社会教育課長補佐 事務局は入りません。

教育長 議案第1号について何かご意見等ございませんか。
ないようですので、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

各委員 異議なし

教育長 ご異議ないようですので原案のとおり決することといたします。
続きまして、議案第2号平成27年度使用中学校教科用図書採択についてを議題と致します。

学校教育課長補佐 7月14日に伊都地方中学校図書採択協議会において別紙のとおり委員さ机上に置かせて頂きました、中学校の教科用図選定結果載せさせて頂いたので、宜しくお願いします。

教育長 はい。教育委員会からは選定委員として、清田委員に出席頂いております。教科用図書について何かご質問ございませんか。

米田委員 道徳はいつから教科書ができるのですか。

学校教育課長補佐 来年再来年で文部科学省の方で検定を行って、検定後、教科書ということで決められています。その来年再来年の次から2年間かけて、道徳の教科書選定を行います。平成30年から小学校、31年から中学校で教科書に基づいたこと授業を本格的に実施しています。

教育長 教科用図書の採択について何かございませんか。
異議はございませんか。

各委員 異議なし

教育長 ご異議ないようですので、議案第2号平成27年度使用中学校教科用図書採択について原案のとおり決することにします。
次回8月は8月28日(金)午後1時半からでお願いします。みなさんよろしいですか。それではそのように決定いたします。これで7月定例会を閉会いたします。

(午後 4 時 30 分)

署 名 委 員